

令和5年第3回教育委員会定例会 会議録

1 開催日時 令和5年3月16日(木) 午後1時30分～午後2時30分

2 開催場所 第3委員会室

3 出席者

【教育長】 水田 博和

【委員】 竹田 卓弘

【委員】 大野 みどり

【委員】 浅井 敦臣

【委員】 向 文緒

【事務局】 教育部長	西野 正康
文化スポーツ部長	上田 敦
教育総務課長	兒島 康万
同 課長補佐	田之上 愛子
同 担当主査	加藤 恵子
同 主事	堀 静風
学校教育課長	大城 達也
同 主幹	村上 洋
同 指導主事	加藤 喜英
同 課長補佐	梶原 和行
学校給食課長	加藤 純也
文化財課長	村松 一秀
野外教育センター所長	木全 敦彦
同 主幹	生倉 勉
文化・生涯学習課長	田中 芳樹
スポーツ課長	金田 浩
図書館長	田中 裕子
食育推進給食会企画経営課長	長江 泰典

4 議 題

(1) 令和5年度教育長職務代理者の指定について

(2) 令和5年度愛日地方教育事務協議会の委員について

- (3) 不登校児童生徒のフリースクール等の民間施設利用における出席と扱うガイドラインについて
- (4) 県民の日学校ホリデーの取扱いについて
- (5) 令和5年度学校教育指導の方針・重点について
- (6) 令和5年度春日井市教職員人事異動について
- (7) 教育委員会事務局等人事異動について

5 報告

- (1) 令和5年（第4回～第12回）教育委員会定例会の日程について

6 議事概要

教育長	本日の傍聴者は2名です。
教育長	春日井市教育委員会会議規則第6条第2項の規定により、会議録署名人は、竹田委員を指定。
教育長 (報告事項)	<p>3月7日(火)、中学校の卒業式が行われ、2,857名が卒業しました。</p> <p>昨年度と同様、新型コロナウイルス感染予防のため、学校規模によりますが、卒業生・保護者・教職員による式となりました。2月10日、国・県より「卒業式におけるマスクの取り扱いに関する基本的な考え方について」の通知文を受け、15日付けで発出した市の文書により各校では、マスクの着用や、保護者・在校生の参加や人数については、当初の計画を変更し、「マスクを付けないことを基本とする」「声を出す時は着用」などの指導で実施しました。厳粛な中にも温かみのある式、その後のクラス内や見送りでは、マスクのない笑顔が多く見られたと報告を受けています。小学校の卒業式は20日(月)に行われ、2,950名が卒業します。</p> <p>小中学校の令和4年度修了式は、24日(金)です。</p> <p>新型コロナウイルスについてです。</p> <p>昨年10月からの第8波が収束しています。政府は、新型コロナ対策としてのマスクの着用について、3月13日から屋内・屋外を問わず個人の判断に委ねるとした上で、医療機関を受診する際や通勤ラッシュ時といった混雑した電車やバスに乗る際などには、マスクの着用を推奨するなどとした方針を決定しました。さらに学校教育の</p>

現場では、新学期となる4月1日から着用を求めないことを基本とするほか、新型コロナウイルス感染症の位置付けを5月8日より、現在の2類相当から5類に変更することとしました。

3月8日、マレーシア教育省の視察が行われました。市長表敬訪問ではマレーシアの教育情勢の紹介があり、質疑が行われました。マレーシアでは、高校まで義務教育であること、高校卒業後起業する者が増えていることなどの話がありました。その後、ICT活用の視察として、藤山台小学校と高森台中学校での授業見学やセッションが行われました。

令和5年度は、4月3日(月)教職員辞令伝達式を、鳥居松小学校の改修された体育館で実施します。教育委員の皆様にはご参加をお願いいたします。4月6日(木)小学校入学式、7日(金)中学校入学式ならびに小中学校始業式が行われます。

教育長 「議題(6) 令和5年度春日井市教職員人事異動について」及び「議題(7) 教育委員会事務局等人事異動について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きを適用して非公開とすること及び審議の順序を入れ替えることを提案。

教育長 議題(6)及び(7)について、採決の結果、全員一致で「非公開」及び審議の順序を参考資料説明後にすることを決定。

1 議題

教育長 (1) 令和5年度教育長職務代理者の指定について

教育総務課長 資料に基づき「令和5年度教育長職務代理者の指定」について説明。

教育長 向委員を指名。任期は令和5年4月1日から令和6年3月31日とする。

教育長 (2) 令和5年度愛日地方教育事務協議会の委員について

教育総務課長 資料に基づき「令和5年度愛日地方教育事務協議会の委員」について説明。

竹田委員 教育長	向委員を推薦いたします。 採決の結果、全員一致で向委員に決定。
教育長	(3) 不登校児童生徒のフリースクール等の民間施設利用における出席と扱うガイドラインについて
学校教育課長	資料に基づき「不登校児童生徒のフリースクール等の民間施設利用における出席と扱うガイドライン」について説明。
向委員	4ページ(2)の相談・支援の在り方について、③のソーシャルスキルトレーニングというのは、いわゆる社会生活技能訓練の手法のことを指していますか。
学校教育課長	そうです。
向委員	<p>そうすると、これはどちらかと言うと社会的自立を促す活動の枠の中に入るものであって、これを特別に大項目に持ってくるのが適当なのかと。むしろ8ページの文科省からの通知4(5)の「不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施」というのがありまして。学校復帰を必ずしも必要とは思いませんが、やはり可能な限り学校復帰に向けた支援体制とか学校との連携・体制が整えられていることというのがあってもよいのではないかとこのように思いました。</p> <p>私がとても気になるのが、こういう子どもがきちっと学習をしていく、学校教育として最低限義務教育として必要な教科、能力を付けていくということを支援する事が一番大事かなと思いますし、そのことを通して、学校という場ではそれが難しい子どもも、個別に非常に配慮された場所でそういった学習活動を通して対人関係の能力とか、社会性を身に付けていくという事は十分期待できることですので。この項目を見ますと「次のいずれかの活動が行われていること」ということで、教科活動が全くなくても、他の社会的な訓練とかカウンセリングができていればよいというようにしてしまうと、これはもう本当に医療などと境目がなくなってしまう。</p> <p>教員資格がある人でなくても別に構わないと思いますけれども、通信教育もある時代ですので、何らかの形で教科の学習が必ずあって、</p>

更にその他いずれかのものがあるぐらい厳しくしてもよいのではないかと個人的には思います。

学校教育課長　今回、学校・フリースクール等に意見を求めて、同様の意見は一部ありました。ただこのガイドラインは、そこでの学びを評価するという位置付けではなく、あくまでも出席として認めるかどうかだけにとどめているので、向井委員のご指摘のポイントに関しては、フリースクール等について、まだ国の方でもしっかりとした定義がなされておられません。それを市独自に例えば認定をすとか、先進指定都市ではフリースクールに通う家庭の経済的支援をするために、市教委単位でフリースクール認定をしている自治体もありますけども、そういった場合には当然公金が支出される以上、今の点は重要になってくると思います。

今回に関してはあくまでも出席として認めることだけの判断基準ということで、引きこもっているよりも外に出て、社会的自立、他者と関わる場所がまず第一歩で、その後に学習というものが来ると考えておりますので、あくまでも出席について認めるかどうかだけの判断基準としてはなるべく広く取りたいと考えて、作成させていただきました。

向委員　一宮市では、精神科のデイケア施設などに通う子どもも出席扱いになっていると思いますので、そういう意味ではいわゆるフリースクール以外の医療機関もこの対象になってくるという考えですね。

竹田委員　基本的な話ですが、今回、このガイドラインを作ることによって、今までフリースクールの利用者で、出席扱いとするかどうかは校長先生が判断していたというところで、8ページの3によると、利用人数の中で3分の1から4分の1が認められるということだった訳ですけども、この数字というのはこのガイドラインを使うことによって変化が生じるということになるのでしょうか。

学校教育課長　今出席判断をしている校長先生の中にもばらつきがありました。そのばらつきの最たるものが、やはり学習をどこまで見るかというところでした。

今回、あくまでも学習ではなくて、「その施設に通っているかど

うかということ」を出席として判断するというので、意思を統一しましたので、今回これが採択されれば、このフリースクールの利用人数と出席とした人数は、ほぼイコールに近い形になっていくのではないかと考えております。

竹田委員 先程の話で、基本的には小中学校は留年というものは無いわけですね。

学校教育課長 法律上は、原級留置ができると書いてあるだけで、実際は、学校長が学校での状況を見て総合的に判断しているので、その運営はされていないというのが現状です。

竹田委員 そうすると出席というものを認める、認めないというメリットと言うか、そういうところは、やっぱり生徒の気持ちとかですかね。

学校教育課長 今委員が指摘されたのが一番で、出席ということをこだわる子どもやご家庭はやはりあって、なぜこだわっているかと言うと、自分はいきたいけれど、行けないというところで、今こういう状態になっているので、それを少しでも認めて欲しい。学校には来られなくても、他のところは頑張っているんだねというような認め方をしてあげることがこれによってできるのかなと。そうすると、そういった子どもや保護者の方は一つの自信になって、一歩踏み出せるのかなと。その後押しをしてあげられるのかなと思っています。

保護者の中には、出席が高校の進学に影響が強いとお考えになっている方もいますが、もちろん一部ではまだそこを見ている高校もあるかもしれませんが、今はそういった子どもを積極的に受け入れる学校も増えていますので、必ずしも出席が進学にイコールにはなっていない現状もあります。

大野委員 フリースクールについてですが、10ページに掲載のフリースクール、春日井市それから名古屋にもありますが、これ以外の例えば子どもの居場所的な所もあると思っていますが、ここに掲載されていない子どもの居場所のようなところも、このガイドラインを当てはめていくということではよかったですか。

学校教育課長	ご指摘のとおりです。ただし、今回どういった状況で第一歩を踏み出したかと言うと、あくまでもこういった施設を利用している子どもや保護者からのリクエストがあって初めて次の段階に行くことなので、リクエストがない状況でこちらから積極的にという訳ではなく、あくまでもリクエストがあってから動きますので、正直なところ学校の方で、全ての子どもがどこに行っているかを確認できている訳ではないので、全てを網羅することはできません。
向委員	こういうガイドラインを作成した場合、こうした制度がありますよということは、全ての保護者の方に周知する。その時点で保護者が希望すればつながっていくということですか。
学校教育課長	もちろんです。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	(4) 県民の日学校ホリデーの取扱いについて
学校教育課主幹	資料に基づき「県民の日学校ホリデーの取扱い」について説明。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
教育長	(5) 令和5年度学校教育指導の方針・重点について
学校教育課主幹	資料に基づき「令和5年度学校教育指導の方針・重点」について説明。
教育長	採決の結果、全員一致で「資料のとおり」決定。
大野委員	○参考資料について 10ページの事業計画、4月の事業計画の下から4つ目の学校生活支援員研修ですが、学校生活支援員という方が活動しているのは知っていますが、現状、市内の小中学校何校に何人ぐらい勤務しているのでしょうか。

学校教育課長 小学校は、今年は西尾小学校を除いた全校、中学校は3、4校に延べ約88人の生活支援員を配置しております。

1人の配置のところもあれば、複数配置のところもあります。中学校に配置しているのは、主に特別支援学級の肢体不自由学級で、学校生活支援員の中でも介助にメインを置いた支援員を配置しております。

大野委員 11ページの1番下、ネットワーク会議というのは初めて目にしました。どういうものか教えてください。

学校教育課長 これは登校支援室担当の指導主事と、県の子育てネットワーカーの家庭教育コーディネーターがオンラインで情報交換などを行う会議になります。

大野委員 44ページ、図書館で行われる「こどもの読書週間行事」について、私も見に行ったことがあります。これはグルッポふじとうでは開催されていないのでしょうか。

ゴールデンウィークとかこどもの読書週間に合わせてやっているのですが、グルッポふじとうでは結構親子、小さい子どもや若いお父さん、お母さんの姿をよく見かけるので、そういうのがあると子どもたちにとってもいいのかなと思います。

図書館長 こちらに記載しているのは春日井市図書館の「こどもの読書週間」の行事になります。

グルッポふじとう図書館では、期間中何か特別なイベントをすることは今のところ聞いておりませんが、毎月調整会議を行っており、情報交換をしています。その中で、今委員からご意見いただきましたことを伝え、二つの館で何か行えることがあれば今後やっていきたいと思っております。

2 議題

(6) 令和5年度春日井市教職員人事異動について

(7) 教育委員会事務局等人事異動について

採決のとおり非公開とする。

上記のとおり、議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、教育長及び指定された会議録署名人が署名する。

令和 5年 5月 17日

教育長 水田 博和

署名人 竹田 卓弘